



福井市景観計画 概要版

福井都心地区特定景観計画区域

(都心部ゾーン・中央1丁目ゾーン・浜町通り界限ゾーン)



はじめに

福井市では、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）に基づく制度を活用し、より魅力ある個性豊かな、美しい福井のまちを創造するため、平成20年3月31日に、法第8条第1項に基づく「福井市景観計画」を策定し、併せて本景観計画を運用していくために必要な事柄を定めた「福井市景観条例」を同日制定しました。（平成20年10月1日施行）

また、平成21年3月31日には、駅前南通りと北の庄通りの一部を含めた地区を、福井都心地区特定景観計画区域に追加しております。（平成21年10月1日施行）

この概要版は、景観法に基づく届出制度をご理解いただくため、福井市景観計画の特定景観計画区域で定めた届出の対象行為や景観形成基準、届出に関する手続等をお示しするとともに、今後の福井らしい良好な景観の形成にご協力いただくことを目的として作成したものです。

CONTENTS

はじめに

◆景観計画の概要

- ・地域の個性を活かした景観計画区域（特定景観計画区域） . . . 1
- ・景観形成の目標 . . . 3
- ・景観形成の方針 . . . 3
- ・届出の対象となる行為 . . . 4
- ・届出に添付する図書の一覧 . . . 5
- ・届出に関する手続きのフロー . . . 6
- ・景観形成基準 . . . 7

◆屋外広告物について

- ・届出の対象となる行為 . . . 14
- ・届出書に添付する図書の一覧 . . . 14
- ・届出に関する手続きのフロー . . . 14
- ・景観形成基準 . . . 15

(参考図) 福井都心地区特定景観計画区域における色彩基準 . . . 18

◆ 景観計画の概要



地域の個性を活かした景観計画区域（特定景観計画区域）

福井市には、県都の顔である中心市街地や、まちの目印である足羽三山、歴史的に価値の高い一乗谷朝倉氏遺跡、福井県を代表する観光レクリエーションの拠点である越前水仙の群生地など、固有の景観を形成している地域が数多く見られます。

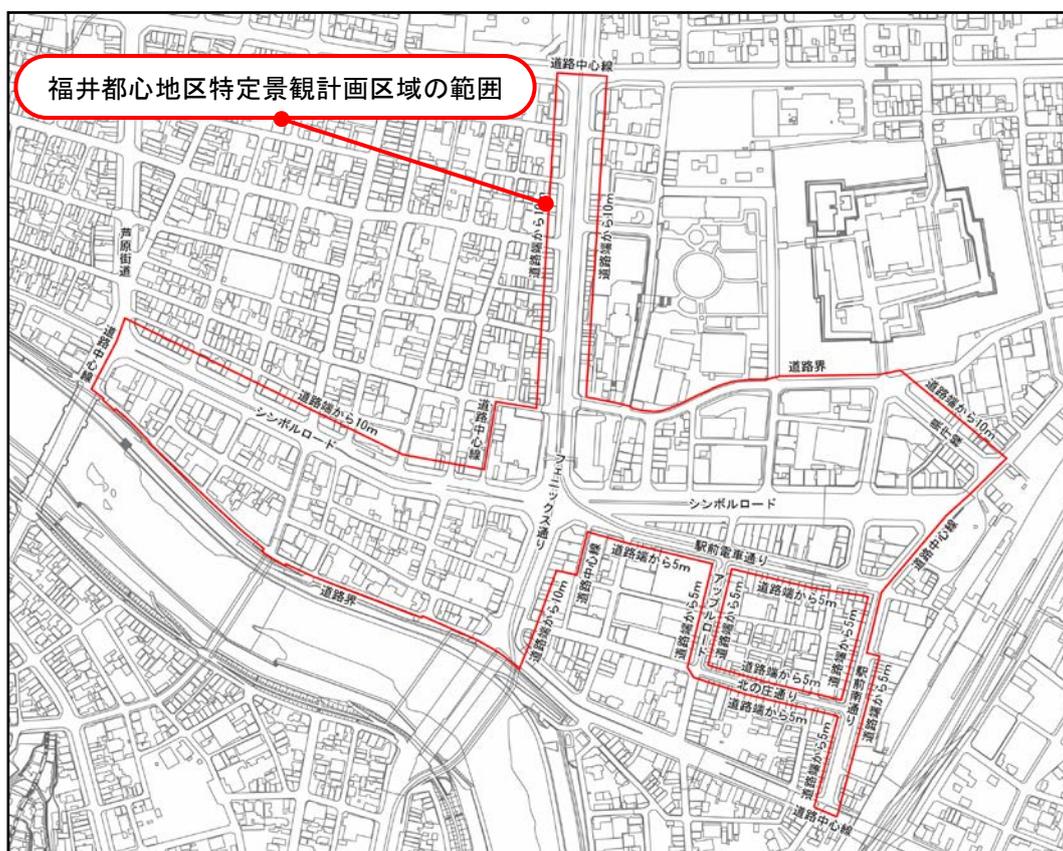
「福井市景観基本計画」では、これらの地域を「景観形成重点地区」として位置づけ、景観形成に関するきめ細かな方針や具体的施策などを示しています。

そのため、こうした重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域については、福井市景観計画区域において区分指定を行い、区域ごとに届出対象行為や行為ごとの景観形成基準などを定め、地域の景観特性と調和した景観をきめ細かく誘導していきます。

今後、良好な景観の形成に関する地域住民の合意形成を図りながら、順次、「特定景観計画区域」の追加・拡大を行います。

※ 福井都心地区特定景観計画区域

「福井市都市景観条例（平成3年福井市条例第2号）」に基づく「都市景観形成地区」として、魅力あるまちづくりを進めるために重点的な都市景観の形成を図ってきた「福井都心部都市景観形成地区」、「中央1丁目都市景観形成地区」、「浜町通り界隈都市景観形成地区」に加え、福井城址へのビスタ（眺望）を構成する県庁線の沿道を含めた地区、及び駅前南通りと北の庄通りの一部の沿道を含めた地区を「福井都心地区特定景観計画区域」として指定します。



※ 赤枠の区域内において行う建築物等の建築などの行為が、届出及び規制・誘導の対象となります。ただし、次に掲げる場合を除きます。

- 区域内に含まれる通りに敷地が面しておらず、かつ、敷地の過半が区域に含まれない場合。
- 複数の店舗のある建築物（北の庄通りに敷地が面しているものに限る。）のうち、北の庄通りに面していない店舗部分の建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をする場合。

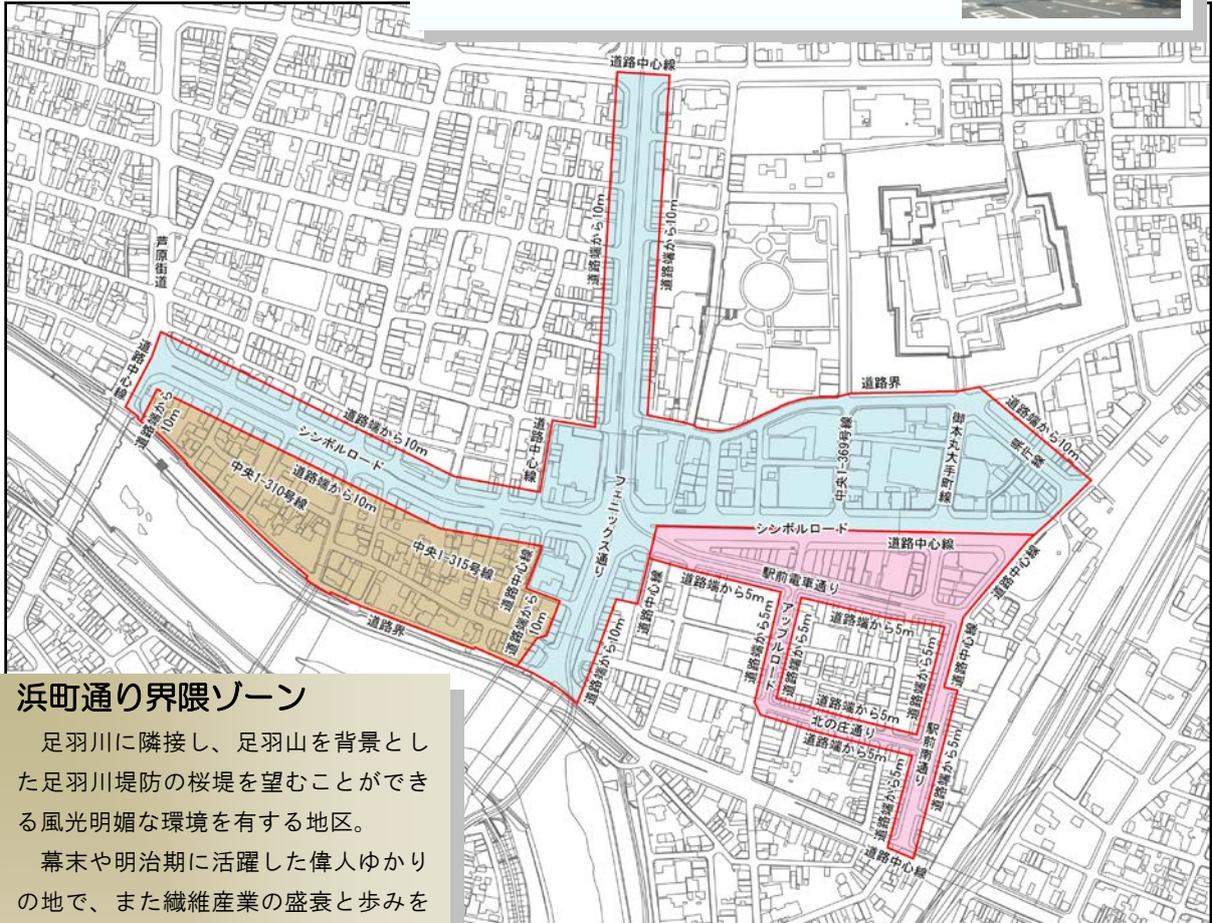
※ 景観特性に応じた3つのゾーニング

福井都心地区特定景観計画区域は、商業・業務、歴史など、様々な景観要素が複合している場所です。そのため景観特性に応じて3つのゾーンに細区分し、それぞれのゾーンにふさわしい景観の形成を図ります。

都心部ゾーン

福井市の中心部に位置し、東西方向のシンボルロード、南北方向のフェニックス通りを骨格とする地区。

福井市の経済活動の中心となる場所であり、商業・業務、行政サービス機能が集積しています。



浜町通り界隈ゾーン

足羽川に隣接し、足羽山を背景とした足羽川堤防の桜堤を望むことができる風光明媚な環境を有する地区。

幕末や明治期に活躍した偉人ゆかりの地で、また繊維産業の盛衰と歩みを一つにした高級料亭街でもあり、福井市の歴史を語る上で重要な地区です。



中央1丁目ゾーン

駅前電車通りを中心とした福井市の商業空間を代表する地区。

数多くの商業店舗が集積し、イベント等の賑わいづくりが行われるなど、中心市街地の中枢とも言うべき場所です。



※都心部ゾーンと浜町通り界隈ゾーンにまたがる場合

フェニックス通り、シンボルロード、芦原街道に敷地が面する場合は、都心部ゾーンの基準が適用されます。

ただし、その敷地が中央 1-310 号線又は中央 1-315 号線に面する場合は、その接道部分のみ浜町通り界隈ゾーンの基準が適用されます。

※中央1丁目ゾーンにおいて、敷地が駅前電車通り、アップルロード、駅前南通り、北の庄通りの各通りに2以上面する場合

敷地に面する道路幅員が大きい方の通りの基準が適用されます。ただし、敷地がアップルロードと北の庄通りに面する場合は、アップルロードの基準が適用されます。



景観形成の目標

『福井らしさを実感できる風格あるシンボル景観の創生』

「福井らしい景観」を象徴する優れた景観資源を良好に保全・活用するとともに、都市空間の中に埋没することのないよう公共空間やまちなみの中に積極的に取り込みながら、市民が誇りをもち、福井らしさを実感することができる、風格のあるシンボリックな景観を創生します。

都心部ゾーン

骨格道路であるシンボルロード及びフェニックス通りを中心とした、東西・南北のシンボル景観軸の形成を目指して、花や緑に包まれた風格のある沿道景観を形成します。

中央1丁目ゾーン

県都福井市の中心市街地の顔にふさわしい魅力的で個性豊かな都市景観の形成を目指して、賑わいと格調があり、花や緑に包まれた回遊性のあるまちなみを形成します。

浜町通り界隈ゾーン

足羽川の自然や景観が楽しめ、まちの歴史が見える「公園」のようなまち＝「おもてなしの空間づくり」を目指して、自然や歴史資源と調和した景観を形成します。



景観形成の方針

都心部ゾーン

『楽しさや賑わい、風格が感じられるシンボル景観の形成』

- ・福井の中心として、都市生活や祝祭性に対応した質の高い都心空間の形成を図ります。
- ・楽しさや賑わいのある商業・業務空間、ゆとりと潤いのある緑豊かな歩行者空間の形成を図ります。
- ・福井城址へのアプローチとして、風格のある沿道景観の形成を図ります。
- ・回遊性のある魅力的な夜間景観の形成を図ります。

中央1丁目ゾーン

『出逢いや楽しさ、親しみや安らぎのある魅力ある空間づくり』

- ・全ての世代が豊かな都市生活を楽しむとともに、多くの人が出逢い、交流を生み出す中心市街地の顔として、都市の魅力の向上を図ります。
- ・四季、昼と夜、祝祭等の変化に対応し、賑わいと格調があり、季節の花や緑に包まれた、魅力と回遊性のある商業地景観の形成を図ります。
- ・全体としての統一性に配慮しながら、個々の店舗デザインの自由性を大切に良質な散策街の形成を図ります。

浜町通り界隈ゾーン

『自然豊かで歴史や和（和風）が感じられるおもてなしのまち』

- ・足羽川や足羽山の自然景観との調和に配慮し、ゾーン全体が緑豊かで潤いが感じられる景観の形成を図ります。
- ・かつての高級料亭街として、ゾーン全体で「歴史性」や「和（和風）」の雰囲気を感じられるようデザインを工夫し、心地よい景観の形成を図ります。
- ・回遊性のある魅力的な夜間景観の形成を図ります。



届出の対象となる行為

行為の種類	届出の対象となる行為
建築物の新築等	次に掲げるものを除く建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転に係る部分の延べ面積の合計が 10 m ² 以下のもの (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が 10 m ² 以下のもの。 (3) 工事を施工するために必要な仮設の建築物
工作物の新設等	次に掲げるものを除く工作物（生垣は、工作物から除く。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (1) 工作物の新設、増築、改築又は移転に係る部分の高さが 1.5m以下のもの (2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積の 1/2 以下のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 その他土地の形質の変更	(1) 当該行為に係る区域の面積が 300 m ² を超えるもの (2) 当該行為に伴い高さが 1.5mを超え、かつ、延長が 20mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの
木竹の伐採	当該行為に係る区域の面積が 1,000 m ² を超えるもの
屋外における土石、廃棄物 ^{※1} 及び再生資源 ^{※2} の堆積	当該堆積物の存する土地の区域の面積が 300 m ² を超えるもの。ただし、当該行為に係る期間が 60 日以内のものは、除く。
特定照明 ^{※3}	(1) 届出の対象となる建築物及び工作物の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が 60 日を超えるもの (2) 道路等の公共空間から容易に見える位置にある歴史・文化的に価値の高い建築物その他これに類する工作物又は物件の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が 60 日を超えるもの

※1 廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物

※2 再生資源：資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源

※3 特定照明：夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明

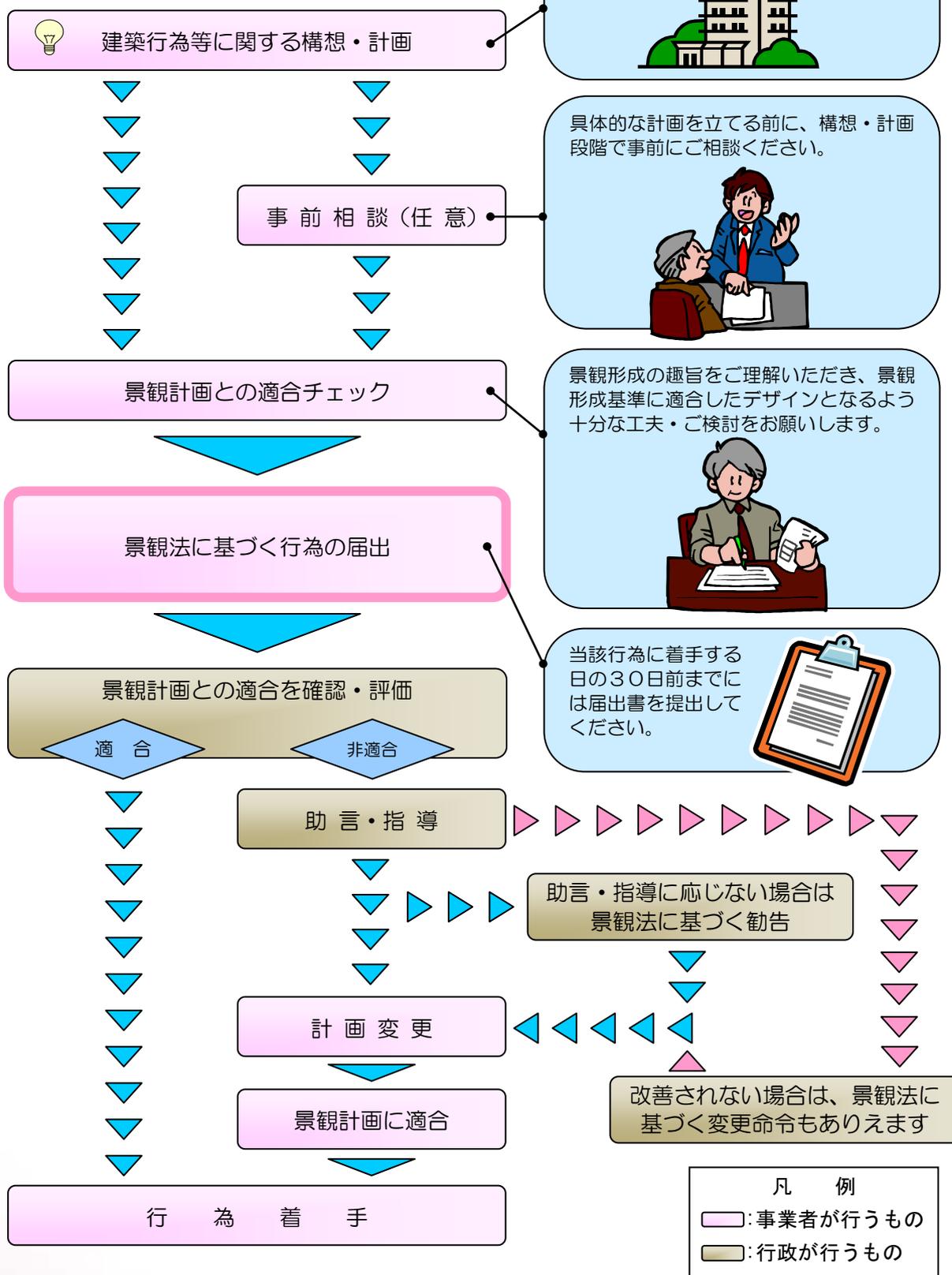


届出書に添付する図書の一覧

行為の種類	図書の種類	明示すべき事項
建築物の新築等 工作物の新設等	付近見取図	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で、縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
	現況写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
	位置図	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で、縮尺 100 分の 1 以上のもの
	立面図	建築物又は工作物の彩色が施された 2 面以上の立面図で、縮尺 50 分の 1 以上のもの 注 1：着色し、露出する建築設備及び各部分の仕上げ（マンセル値など）を記載すること。 注 2：表示する 1 面については、道路を含むものとし、塀や植栽等を明示すること。
	チェックリスト	p.7～p.11 に示す景観形成基準に対する適合を示したもの
土地の開墾等、 木竹の伐採、 土石等の堆積、 特定照明	付近見取図	当該行為を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面で、縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
	現況写真	当該行為を行う土地及び当該土地の周辺の状況を示す写真
	計画図	計画図又は施行方法を明らかにする図面
	チェックリスト	p.12 に示す景観形成基準に対する適合を示したもの



届出に関する手続きのフロー



注1：福井市景観条例に基づく屋外広告物の届出（p.14）も基本的にこのフローに準じます。

注2：上記の届出のほかに、建築確認申請、福井県屋外広告物条例等に基づく許可申請等が必要となる場合があります。



景観形成基準

(1) 建築物の新築等

① 配慮すべき基本的基準

- 1 周囲の景観への影響について十分に検討し、デザイン（形態・色彩・素材をいう。）等に工夫をする。
- 2 快適な歩行者空間を創出するため、外構においても十分に工夫をする。

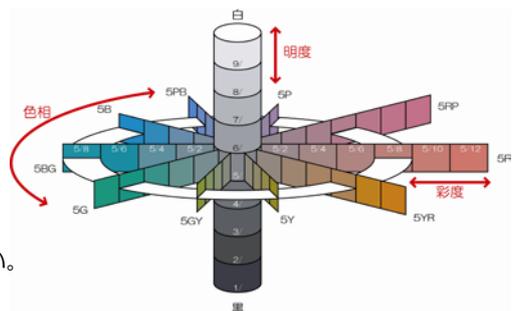
② 項目別基準（「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項目	景観形成基準		
	都心部ゾーン	中央1丁目ゾーン	浜町通り境界ゾーン
敷地内における位置及び外構	◎通りを歩く人に潤いを与え、訪れる人をもてなすため、建築物の玄関先等は樹木や花き等を用いて緑化をする。（例1）		
	・緑化にあつては、四季を感じることができる樹木や花き等を用いることが望ましい。（例2）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路境界線から建築物までの空間にゆとりがある場合は、できる限り植栽等を行うことが望ましい。 ・中央1-369号線、御本丸大手町線及び県庁線に面する建築物では、福井城址への良好な眺望を確保するためにセットバックすることが望ましい。 ・大名町交差点の角地に位置する建築物では、配置を工夫してオープンスペースを設けることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○アップルロード（中央1-333号線）に面する建築物では、隣接する建築物と壁面線を合わせて、通りとしての一体感を演出するよう努める。 ・新栄商店街境界への導入部（中央1-333号線と中央1-331号線、中央1-332号線、中央1-334号線及び福井市中央1-615番地との交差点部）に位置する建築物は、角地に入口を設けることが望ましい。（例3） ○駅前南通り（都市計画道路豊島上町線）に面する建築物で、道路境界線から建築物までの空間にゆとりがある場合は、花き等を積極的に配植するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路境界線から建築物までの空間にゆとりがある場合は、高木等を効果的に配植することが望ましい。
◎道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、デザインについて建築物及び周囲の景観と調和させるとともに、快適な歩行者空間の創出に資するよう努める。	○道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、「歴史性」や「和（和風）」の雰囲気を感じられるよう努める。		
高さ	○周囲の景観に悪影響を与えない高さとするよう努める。		

(「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	景観形成基準		
	都心部ゾーン	中央1丁目ゾーン	浜町通り界限ゾーン
形態	<p>◎周囲の景観との調和に配慮した形態とする。</p> <p>○立体駐車場は、周囲の建築物と違和感のない形態とするよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り敷地を統合して建築物の共同化に努め、量感のある建築物とすることが望ましい。 ・屋根及び屋上の形状については、できる限り周囲の建築物との連続性に配慮することが望ましい。 		<p>◎「歴史性」や「和(和風)」の雰囲気を感じられる外観とする。</p> <p>○特に1階部分においては、和風建築又は近代洋風建築の建築形態の一部を取り入れた外観とするよう努める。 (例4、例5、例6)</p> <p>○高さが12mを超える建築物は、長大な壁面が歩行者に圧迫感を与えないよう壁面形状に変化をつけるなど工夫し、単調な壁面としないよう努める。</p>
色彩	<p>◎外観に用いる色は、マンセル値[※]による彩度4以下、無彩色は明度2以上とする。ただし、建築物の屋根(庇を含む。)にあつては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、外壁等にあつては着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材料、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、マンセル値による色相がR、YR、Y系以外の色は、彩度2以下とすることが望ましい。 		<p>◎外観に用いる色は、マンセル値による色相はYR、Y系の彩度3以下、無彩色は明度2以上とする。ただし、建築物の屋根(庇を含む。)にあつては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、外壁等にあつては着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材料、ガラス材等によって、若しくは弁柄その他和風建築に用いられる素材によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p>
	<p>◎北の庄通り(中央1-332号線)に面する建築物の外壁については、上記によらず、マンセル値による彩度6以下、無彩色は明度2以上とする。ただし、見付面積の1/5未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p>		
	<p>○使用する色数は、できる限り少なくし、全体としてのバランスを阻害しないよう努める。</p>		

※ マンセル値：色を数値的に表すための体系(表色系)の一種で、色彩を色の3属性(色相、明度、彩度)に基づいて表現する。マンセル表色系などとも言う。色の三属性のうち、色相は色の種類、彩度は色の鮮やかさ、明度は色の明るさの度合をいう。
(例：マンセル値5G 5/10(ごじーごのじゅう)は、色相5G、明度5、彩度10)
色相ごとの詳細は、巻末の参考図を参照して下さい。



ごじーごのじゅう
5G 5 / 10
色相 明度 彩度

(「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	景観形成基準		
	都心部ゾーン	中央1丁目ゾーン	浜町通り界限ゾーン
素材、材料	◎時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材、材料を使用する。 ・自然素材や質感を重視した素材、材料を用いることが望ましい。		○「歴史性」や「和(和風)」の雰囲気を感じられるような素材、材料を使用するよう努める。
窓等開口部、シャッター	◎窓等開口部は、大きさ、配置等について建築物と調和したデザインとし、単調で閉鎖感のある壁面としない。 ○1階部分に店舗がある場合は、ショーウィンドー等で演出するよう努める。(例7) ・ショーウィンドー等を設けた場合は、閉店後の夜間もショーウィンドー内を照らすことが望ましい。 ・1階部分に店舗がある場合は、シースルーシャッター等を設けて、閉店後の通りが殺風景とならないようにすることが望ましい。(例8)		・窓等開口部を内側から照らすなどにより、「歴史性」や「和(和風)」の雰囲気を感じられる夜間景観を演出することが望ましい。
	○駅前南通りに面する建築物では、通りに向かって出入口を設けるよう努める。 ○1階部分には駐車場を設けないよう努める。 ・やむを得ず設置する場合は、建築物と調和したデザインで出入口を演出することが望ましい。 ・長期化する空き店舗は、ウィンドーや壁面をギャラリー等に利用するなど、景観の悪化につながらないよう工夫することが望ましい。		
ベランダ等	◎ベランダ等は、建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。 ・特に、洗濯物やエアコン室外機、収納庫等は、道路等の公共空間から目立たないようにすることが望ましい。		○特に、洗濯物やエアコン室外機、収納庫等は、道路等の公共空間(対岸の足羽川堤防を含む)から目立たないように努める。
屋外階段	○色彩の工夫や隠蔽処置等により、建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。		
附帯設備等	◎道路等の公共空間から目立つ位置には、設置しない。ただし、目立たないよう工夫されたものについては、この限りでない。(例9、例10)		
附属建築物	○車庫、自転車置場、倉庫、設備機械室、ごみ集積所等の附属建築物は、主建築物と調和させ、一体感のあるものとするよう努める。 ・道路等の公共空間から目立たないよう十分配慮した位置に設け、これが困難な場合は、植栽等により隠蔽措置を行うことが望ましい。		



(例1) 玄関先の緑化の例



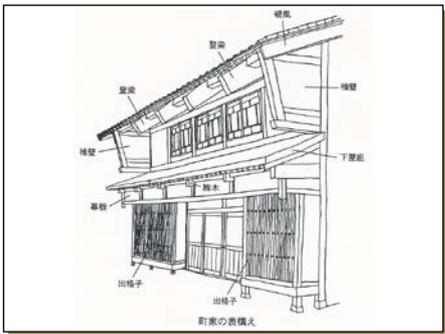
(例2) 四季を感じさせる緑化の例



(例3) 入口の配置を工夫した例



(例4) 1階部分を和風にデザインした例



(例5) 和風建築のイメージ



(例6) 近代洋風建築のイメージ



(例7) ショーウィンドーによる演出の例



(例8) シースルーシャッターによる演出の例



(例9) 屋上設備の隠蔽の例



(例10) 屋外設備の隠蔽の例

(2) 工作物の新設等

① 配慮すべき基本的基準

- 1 周囲の景観への影響について十分に検討し、デザイン（形態・色彩・素材をいう。）等に工夫をする。
- 2 快適な歩行者空間を創出するため、外構においても十分に工夫をする。

② 項目別基準 （「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項目	景観形成基準		
	都心部ゾーン	中央1丁目ゾーン	浜町通り界限ゾーン
敷地内及び外構の位置	◎道路上に設置する場合は、歩行者の邪魔にならない場所に設置する。 ○敷地内における位置は、周囲の景観に悪影響を与えない位置とするよう努める。		
高さ	○周囲の景観に悪影響を与えない高さとするよう努める。		
形態	◎公共空間に設置する歩行者系標識（サイン）は、福井市公共サインマニュアルを遵守する。 (例1) ○街路灯等は、通りとしての連続性や各ゾーンのテーマ性が感じられるよう努める。 ・周囲の景観に調和した形態とすることが望ましい。		○道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、「歴史性」や「和（和風）」の雰囲気を感じられる形態とするよう努める。（例2、例3）
	○アーケードは、通りや各ゾーンのイメージに合った形態とし、高さを高くし、開放的になるよう努める。	○駅前南通りに面して、垣、柵又は塀を設ける場合は、緑化対応の形態とするよう努める。	
色彩	◎法令で定められたもの以外の色は、マンセル値による彩度4以下、無彩色は明度2以上とする。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は面積を抑え外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。 ・特に、マンセル値による色相がR、YR、Y以外の色は、彩度2以下とすることが望ましい。		◎法令で定められたもの以外の色は、YR、Y系の彩度3以下、無彩色は明度2以上とする。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって、若しくは弁柄その他和風建築に用いられる素材によって仕上げられる部分の色彩又は面積を抑えて外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。
	○使用する色数は、できる限り少なくし、全体のバランスを阻害しないよう努める。 ・自動販売機及びモニュメント等については、上記によらず、周囲の景観に調和した色彩とすることが望ましい。（例4）		
素材、材料	◎時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材、材料を使用する。		
			・「歴史性」や「和（和風）」の雰囲気を感じられるような素材、材料を使用することが望ましい。



(例1) 歩行者系公共サインの例



(例2) 和を感じさせる塀の例



(例3) 和風の瓦を載せた塀の例



(例4) 景観に配慮した自動販売機の例

(3) その他の行為

① 配慮すべき基本的基準

周囲の景観への影響について十分に検討し、その影響を必要最小限に留めるよう工夫する。

② 項目別基準 (「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	景観形成基準		
	都心部ゾーン	中央1丁目ゾーン	浜町通り界限ゾーン
他土地の形質の変更 取、土地の開墾、土石の採掘、鉢物の掘採	○当該行為に係る区域の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間からの隠蔽措置に努める。 ○道路等の公共空間から容易に見える位置に長大なり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁面を緑化し、又はその前面に植栽するよう努める。 ・行為後の跡地の自然環境を復元するにあたっては、その地域の植生に適した樹種を植栽することが望ましい。		
木竹の伐採	○樹種、樹齢、樹形等の木竹の状況又は生態系を考慮し、価値の高いもの、地域におけるランドマークとして親しまれているものは伐採しないよう努める。 ・木竹の伐採後は、その地域の植生に適した樹種を植栽することが望ましい。		
及び再生資源のたい積 土石、廃棄物 屋外における	○道路等の公共空間から目立たないよう、植栽又は景観に配慮した塀等による隠蔽措置に努める。 ○たい積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、敷地周辺に圧迫感や危険性を与えないよう努める。		
特定照明	◎周辺の住環境や交通環境、生態系等に対して光害 [※] とならないようにする。 ○光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、投光の目的や地域の景観特性に合ったものとなるよう努める。		

※ 光害：良好な照明環境の形成が、漏れ光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響
 (「光害対策ガイドライン」/環境省)

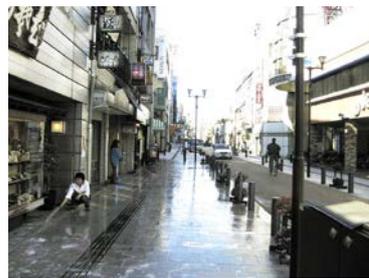


良好にライトアップされた建築物等の例

(4) 景観法によらないその他の基準

以下に掲げる項目は、景観法に基づく届出の対象となるものではありませんが、建築物等と一体となった良好な景観の形成を図るため、次のような基準を推奨していきます。

項目	景観形成基準		
	都心部ゾーン	中央1丁目ゾーン	浜町通り界限ゾーン
緑化、修景	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間との境界部には樹木や花き等を用いて植栽をすることが望ましい。 ・駐車スペースの間においても、通りから見えるような高木を効果的に配植することが望ましい。 ・オープンスペース内においては、樹木や花き等で四季を演出することが望ましい。(例1) 		
歩行者空間の演出	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木や花き等を効果的に配植することにより、緑豊かな街路空間とすることが望ましい。 ・電線類の地中化や電力機器の美装化、景観柱の使用、宅地裏側への電柱の移設等を行い、すっきりとした街路空間とすることが望ましい。 ・歩道舗装は控えめなデザインとし、特に材料、色彩に配慮することが望ましい。 		
路面電車、バス	<ul style="list-style-type: none"> ・走行する周囲の景観に配慮したデザインとすることが望ましい。 ・車体に広告をつける場合は、走行する周囲の景観に配慮したデザインとすることが望ましい。 	/	
メンテナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物、工作物、屋外広告物、樹木等は、定期的に修繕又は維持管理を行い、美観の保持に努めることが望ましい。 ・落書き等で汚された外壁やシャッター等は、直ちに消し、美観の保持に努めることが望ましい。 		
美化清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内や敷地周辺の清掃を積極的に行い、まちの美化に努めることが望ましい。(例2) 		
自転車放置	<ul style="list-style-type: none"> ・景観を著しく損なう要素であるため、駐輪場以外には、駐輪しないことが望ましい。(例3) 		
車両駐停車両	<ul style="list-style-type: none"> ・景観を著しく損なう要素であるため、駐車場やタクシー停車場以外には、駐停車しないことが望ましい。 		



(例1) オープンスペース内の緑化の例 (例2) 市民による清掃・美化活動の例 (例3) 適切に駐輪されている例

◆屋外広告物について

屋外広告物は景観を構成する重要な要素の一つであり、自己主張の強い屋外広告物は福井らしい景観の形成を阻害する要因となることから、届出の対象として適正に誘導します。

(※景観法に基づく届出行為ではなく、福井市景観条例に基づく届出行為です。)



届出の対象となる行為

行為の種類	届出の対象となる行為
屋外広告物の表示等	<p>屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更に係るすべての行為。</p> <p>ただし、次に掲げるものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 屋外広告物の表示面積が1㎡以下のもの (2) 掲示板等に表示等するもの (3) 広告期間が30日以内に表示等するもの (4) 法令の規定により表示等するもの (5) 国又は地方公共団体が表示等するもので、災害、事故その他緊急時に表示するもの又は公共施設の管理及び利用者の利便性を図るために表示するもの (6) 国又は地方公共団体が表示等するもので、市長に協議したもの (7) 公職選挙法による選挙運動のために表示等するもの



届出書に添付する図書の一覧

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	広告物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
現況写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
位置図	当該敷地内における広告物の位置を表示する図面
意匠図	当該広告物の色彩（マンセル値）や意匠、仕上げ方法を表示した図面等
チェックリスト	p.15～p.17に示す景観形成基準に対する適合を示したもの



届出に関する手続きのフロー

原則として、景観法に基づく届出のフローに準じます。ただし、景観法に基づく勧告・変更命令は適用となりません。(p.6参照)



景観形成基準

① 配慮すべき基本的基準

- 1 周囲の景観への影響について十分に検討し、規模やデザイン（形態・色彩・素材をいう。）等に工夫をする。
- 2 建築物を利用する場合は、そのものに対して不調和とならないよう工夫する。
- 3 表示の方法や内容等により、人々に不快感を与えることのないよう工夫する。

② 項目別基準（「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項目	景観形成基準		
	都心部ゾーン	中央1丁目ゾーン	浜町通り界限ゾーン
の表示等制限			◎自家用広告以外は表示又は掲出をしない。
位置、規模、形態及び高さ	◎信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知及び視野を妨げない位置とする。 ○周囲の景観に悪影響を与えないような位置、規模、形態及び高さとするよう努める。 ○建築物を利用する場合は、できる限りシンプルなものとし、建築物と一体性のあるものとするよう努める。		・「歴史性」や「和（和風）」の雰囲気が感じられる形態とすることが望ましい。
色彩	◎信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知を妨げない色とする。 ○マンセル値による彩度 12 を超える色を使用しないよう努める。ただし、当該表示面積の 1/10 未満の範囲内で使用するアクセント色については、この限りでない。 ○表示面積が 30 m ² を超える場合は、マンセル値による彩度 10 以上の色及び無彩色で明度 2 未満の色を使用しないよう努める。ただし、当該表示面積の 1/10 未満の範囲内で使用するアクセント色については、この限りでない。 ○上記によらない場合は、屋外広告物の 1 面につき、当該表示面積の 20%以上は白色又は素材色とするよう努める。 ・蛍光塗料や反射塗料は、使用しないことが望ましい。		◎蛍光塗料や反射塗料等は使用しない。 ○マンセル値による彩度 4 以下とするよう努める。ただし、当該表示面積の 1/10 未満の範囲内で使用するアクセント色については、この限りでない。 ○上記によらない場合は、屋外広告物の 1 面につき、当該表示面積の 20%以上は白色又は素材色とするよう努める。
素材、材料	◎汚れにくく、耐久性のある素材を使用する。		・「歴史性」や「和（和風）」の雰囲気が感じられるような素材、材料を使用することが望ましい。

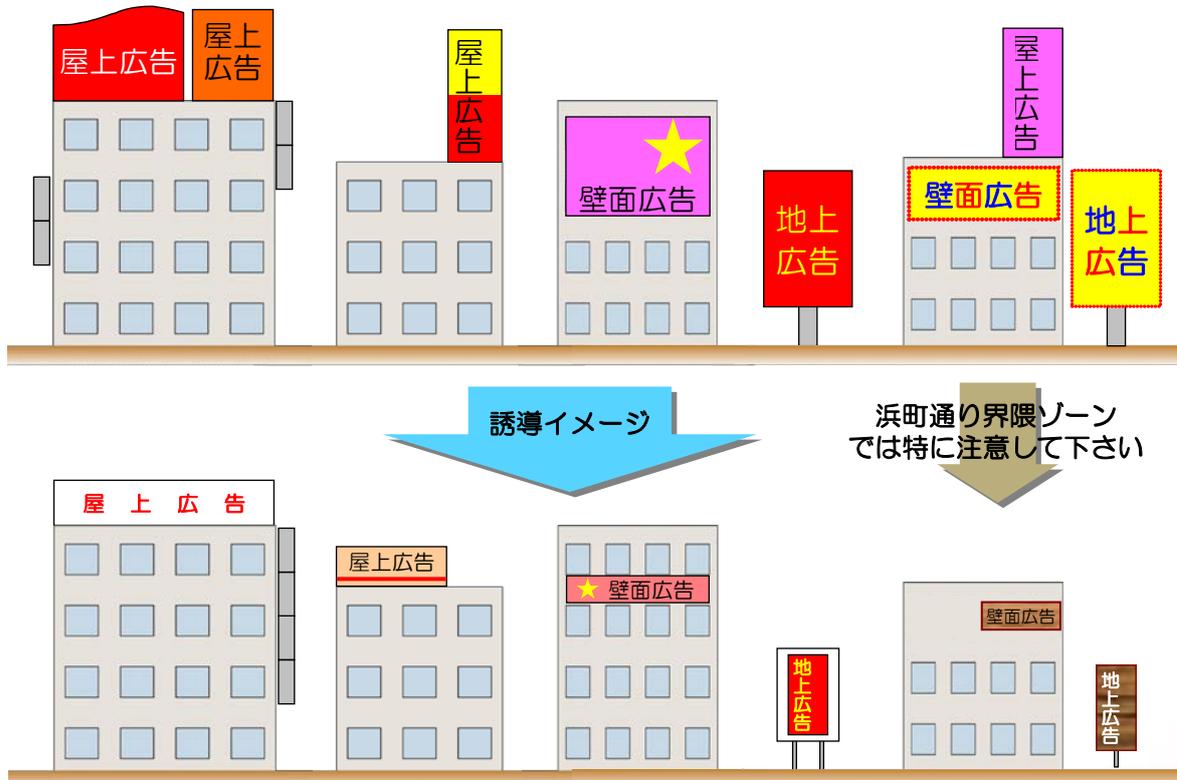
(「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	景観形成基準		
	都心部ゾーン	中央1丁目ゾーン	浜町通り界限ゾーン
照明広告	○光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、周囲の景観に悪影響を与えないよう努める。		
	○内照式のもの、極端に大規模なものとなし、しないよう努める。		
屋上利用広告	○点滅又は回転する付帯ランプは、使用しないよう努める。	◎点滅又は回転する付帯ランプは使用しない。 ◎電飾ネオン広告類は、使用しない。	
	◎骨組み、支柱等は、道路等の公共空間から目立たないようにする。 ◎1の建築物について1件とし、屋上の水平投影面をはみ出さないようにする。 ○塔型のものや極端に大規模なものは避け、周辺の景観に悪影響を与えたり、歩行者に対して圧迫感や不安定感を与えたりしないよう努める。 ○表示面積は、建築物の見付面積の1/5以下とするよう努める。 ・文字等(社章、シンボルマーク及びイメージ図等を含む。)を表示した面積は、建築物の見付面積の1/10以下とすることが望ましい。	◎足羽川に面した建築物には表示又は掲出をしない。 ○上記以外の場所においても、設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、都心部・中央1丁目ゾーンの基準に準じる。	
壁面利用広告	全般	○足羽川に面する側に設ける場合は、特に規模、デザインに配慮するよう努める。	
	壁面文字	◎事業所名、社章及びシンボルマークのみとする。	
	壁面広告	◎壁面からはみ出したりしないようにする。	
		○表示面積(既存のものを含む。)は、建築物の見付面積の1/5以下とするよう努める。 ・文字等(社章、シンボルマーク及びイメージ図等を含む。)を表示した面積(既存のものを含む。)は、建築物の見付面積の1/10以下とすることが望ましい。	○表示面積(広告幕及び既存のものを含む。)は、建築物の見付面積の1/10以下とするよう努める。
	窓面広告	○3階以上には、設置をしないよう努める。 ○窓面広告の表示面積(既存のものを含む。)の合計は、表示する窓の面積に対して1/3以下とするよう努める。	
広告幕	・表示面積(既存のものを含む。)は、建築物の見付面積の1/10以下とすることが望ましい。		
(次頁に続く) 突出広告	○多数の事業所が1の建築物内にある場合は、1壁面に1列にまとめて設置するか、建築物と調和した規模、デザインとするよう努める。		
	○アーケード屋根より下部については、路面に突き出さないよう努める。		

(「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	景観形成基準		
	都心部ゾーン	中央1丁目ゾーン	浜町通り界限ゾーン
突出広告 (続き)	◎中央 1-369 号線、御本丸 大手町線及び県庁線に面する建築物では、福井城址への眺望を確保するため路面への突き出しを禁止する。	◎駅前南通り（福井駅豊島上町線）の東側に位置する建築物においては、路面への突き出しを道路境界から 0.6m以内とする。	
地上広告	◎建築物と同一敷地内の設置とし、多数の事業所が1の建築物内にある場合でも、まとめて2個以内の設置とする。 ○容易に移動させることが可能なもの又は立看板は、建築物と同一敷地内の設置とし、1個の大きさは、高さ 1.8m以下、幅 0.9m以下とするよう努める。 ○空き地又は平面駐車場においては、2個以内とし、高さ 4m以下とするよう努める。		
その他の広告物	◎貼紙、ポスター等は、壁面へ直貼をしない。 ・消火栓の位置を表示する標識には、広告物を設けないことが望ましい。		
	◎のぼり旗は、建築物と同一敷地内での設置に限る。 ◎アーケードには、所有者及び道路管理者の同意を得ずには取り付けない。	◎のぼり旗は、設置しない。	

※ 屋外広告物に関する項目別基準以外による場合は、地元住民に支持された組織と協議の上、同組織が認めたものであれば、表示又は掲出することができます。



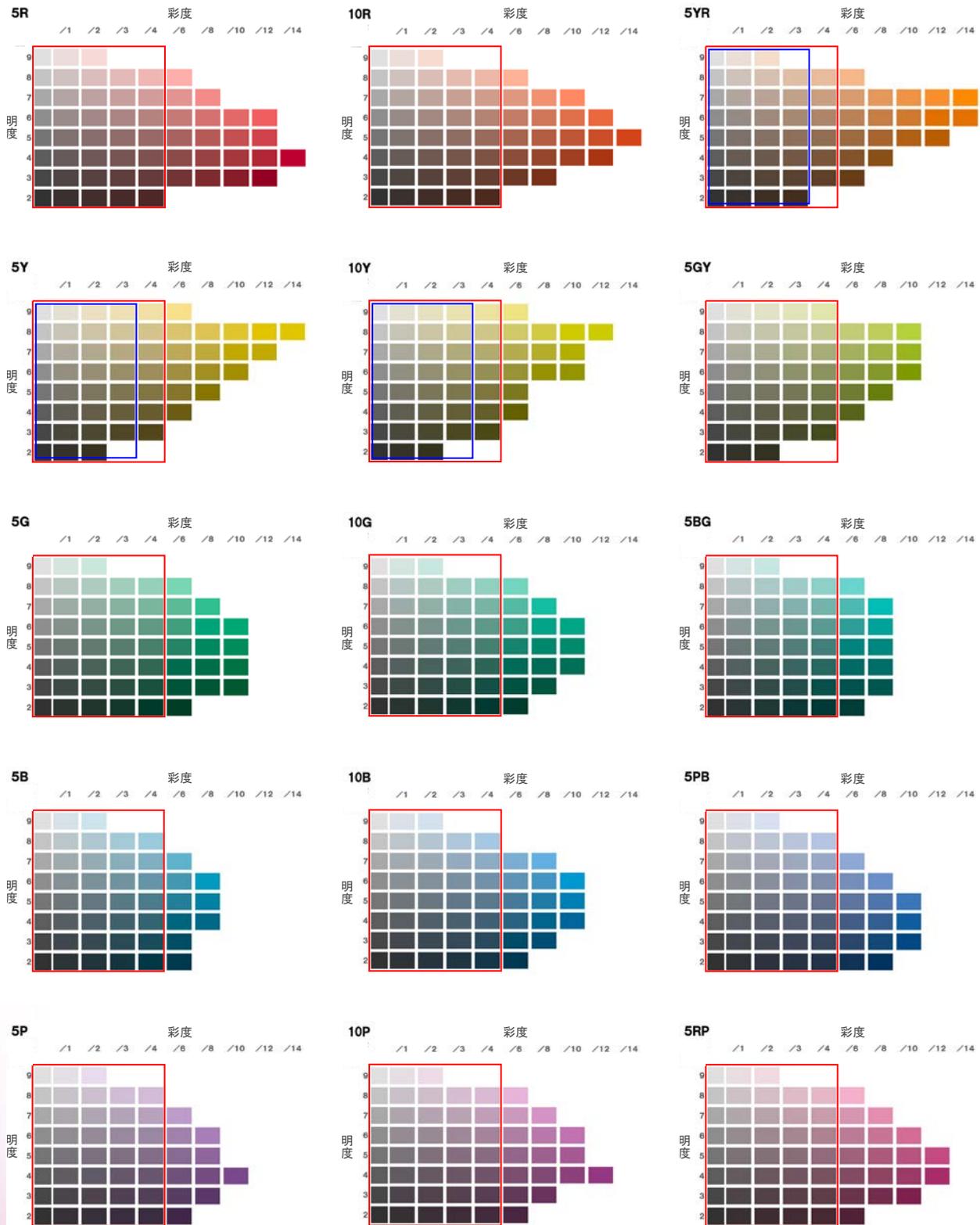
- ・ 屋上広告は1の建築物について1件
- ・ 突出広告は1壁面に1列にまとめて設置
- ・ 彩度 12 を超える色は使用しない
- ・ 地色と文字色の反転
- ・ 塔型や極端に大規模の屋上広告は避ける
- ・ 表示面積は見付面積の1/5以下
- ・ アクセント色は表示面積の1/10未満
- ・ 表示面積は見付面積の1/5以下
- ・ 文字等の面積は1/10以下
- ・ 極端に大規模なものや高いものは避ける
- ・ 表示面積の20%以上を白色又は素材色
- ・ 足羽川に面して屋上広告を表示しない
- ・ 表示面積は見付面積の1/10以下
- ・ 回転ランプ、ネオン広告類は使用しない
- ・ 和が感じられる素材を使用する

(参考図) 福井都心地区特定景観計画区域における色彩基準

福井市景観計画（福井都心地区特定景観計画区域）では、建築物の新築等、工作物の新設等、屋外広告物の表示等を行う際の色彩基準を定めており、そのうち、建築物、工作物については、以下のマンセル表色系に示す各色相の枠内が使用できる色彩の範囲となります。

（都心部ゾーン・中央1丁目ゾーン（北の庄通り除く）：**赤枠**、浜町通り界隈ゾーン：**青枠**）

ただし、各色相の代表色を示したものであり、また、印刷によるもので正確な色彩ではないため、実際の色は色票により確認してください。



福井市景観計画 概要版
福井都心地区特定景観計画区域

発 行
平成21年4月

福井市 都市戦略部 都市整備室
〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号
TEL: 0776-20-5454
E-mail: tosiseibi@city.fukui.lg.jp